

「宮城県時短要請等関連事業者支援金」の申請受付開始

1 支援金の概要

本年4月及び5月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の営業時間短縮の協力要請や不要不急の外出・移動の自粛要請により、事業活動に影響を受けた事業者で、国の支援制度の対象にならない事業者に対し、支援金を給付します。

(1) 対象者

飲食店の営業時間短縮又は外出・移動自粛の影響を受けた、県内に本社・本店を有する中小企業・小規模事業者等で次の要件をすべて満たす方

- ・本年4月又は5月の売上が前年又は前々年の同月比で30%以上50%未満減少していること
- ・本年4月、5月の売上の減少額合計が、法人20万円以上、個人10万円以上であること
- ・国の「月次支援金」(※)の支給対象となっていないこと
- ・県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」(第5期、第5期延長、第6期)の支給対象となっていないこと

※「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対し、支援金が給付されるもの(中小法人等 上限20万円/月、個人事業者等 上限10万円/月)。

(2) 給付額

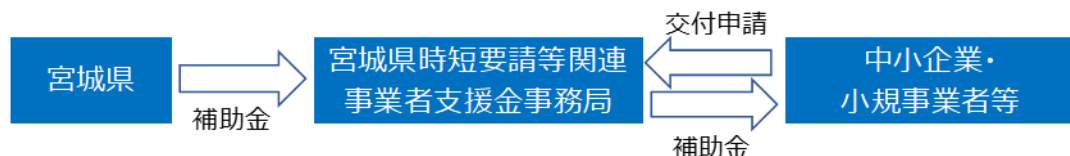
法人20万円、個人事業者10万円(定額)

2 申請受付

(1) 申請受付期間 令和3年7月21日(水)～9月21日(火)(郵送:当日消印有効)

※ただし、予算上限に達する見込みとなった場合、受付を終了する場合があります。

(2) 申請手続き等



詳しくは、宮城県時短要請等関連事業者支援金事務局のホームページを確認いただき、受付期間内に郵送により申請してください。

(申請窓口・支援金事務局)

宮城県時短要請等関連事業者支援金事務局

ホームページ URL : <https://miyagi-jitan-sien.jp>

コールセンター

電話 : 050-3821-4180 (平日午前9時から午後5時まで)

申請に関する相談をお受けします。